

前橋都市計画地区計画の決定（前橋市決定）

都市計画 J R 前橋駅周辺地区地区計画を次のように決定する。

名称		J R 前橋駅周辺地区地区計画
位置		前橋市表町二丁目及び南町三丁目の各一部
面積		約 8. 0 h a
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は前橋市立地適正化計画における中心拠点に位置し、J R 前橋駅やバスターミナルを有する主要な交通結節拠点となっている。また、前橋市市街地総合再生計画においても市街地再開発事業等の地区整備により、基幹鉄道駅の利便性を活かした都市機能の誘導や駅周辺の美しい環境、街並みの形成を推進することとしている。</p> <p>このことから、建築物の用途制限を行うことにより、良好な都市環境の維持・形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>県都の顔としての美しい景観を有し、多くの人々が快適に過ごすことができる健全な市街地環境の形成を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>本地区は土地区画整理事業により区画道路等の整備が行われているため、これらの機能が損なわれないように維持、保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>良好な市街地環境の形成を図るため建築物等の用途の制限及び建築物等の形態又は意匠の制限を行う。</p>
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 8 条第 1 0 項の規定による制限に則するほか、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 1 項、第 6 項から第 1 1 項まで及び第 1 3 項のいずれかに該当する営業の用に供するもの</li> <li>勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>葬儀場その他これに類するもの</li> </ol>
	建築物等の形態又は意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>建築物等の外壁・屋根などの色彩は、良好な街区形成のため、刺激的な原色や蛍光色を避け、周辺環境と調和した落ち着いたものとする。</li> <li>屋外広告物は、美観及び周辺環境を損なう恐れのないものとする。</li> </ol>
備考		

「区域は計画図表示のとおり」

## 理 由 書

本地区は前橋市立地適正化計画において、多様な人々が集う県都まえばしの玄関口として相応しい都市機能の効果的な誘導と適切な土地利用規制により、良好な都市環境の維持・形成を図ることとしている。このことから、同計画に即した土地利用誘導等を促進するため地区計画の決定を行うものである。